

## 江戸東京たてもの園ユニークベニュー事業実施要綱

江戸東京たてもの園

平成 29 年 4 月 1 日

館長決定

### (目的)

第 1 この要綱は江戸東京たてもの園（以下、「園」という。）におけるユニークベニュー事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 この要綱における「ユニークベニュー事業」とは、園施設の一部を利用して、会議やイベント、レセプション等を実施し、特別感や地域特性を演出することで、新たな来園者層の獲得、地域の魅力向上等につながる事業をいう。特に、復元建造物や情景再現の魅力効果を効果的に発信する事業であることが望ましい。

### (実施の前提)

第 3 「東京都江戸東京博物館条例」第一条の設置目的を達成するための事業を優先し、園の管理運営に支障を来さない範囲とする。

- 2 展示室内での飲食は禁止とする。飲食は園が指定した場所のみで行う。
- 3 展覧会会期中は、展覧会場及び展示品に変更を加えない。

### (実施場所)

第 4 実施場所は、次のとおりとする。

- (1) デ・ラランデ邸（1 階ホール、食堂、居間、応接室、テラス）  
総面積 約 236 m<sup>2</sup>
- (2) エントランス広場
- (3) 山の手通り（ただし、復元建造物内を除く）
- (4) その他館長が認める場所

### (実施時間)

第 5 原則として年末年始を除く休園日の午前 9 時から午後 5 時のうち園運営に係る保守点検等を行っていない時間に実施するものとする。ただし、館長が園の運営に支障がないと認められると判断したときは、この限りでない。

### (料金)

第6 料金は、別添「江戸東京たてもの園ユニークベニュー事業料金表」によるものとし、実施日の14日前までに納付する。

(料金の不還付)

第7 館長は、既納の料金は還付しないものとする。ただし、正当な理由があるとき、その他館長が特に必要があると認めるときには、その全部又は一部を還付することができる。

(料金の減免)

第8 館長は、特別の理由があると認めるときは、第6に定めた料金を減額し、又は免除することができる。

(申込・承認手続き)

第9 事業の実施に当たっては、実施者は事前に園に企画書を提出し、説明を行うものとする。実施内容は実施者及び園の協議により決定する。

2 申込は、「江戸東京たてもの園ユニークベニュー事業実施申請書」【様式1】及び事業概要、配置図面等の必要書類によるものとし、原則として当該事業実施日の3箇月前までに、園に提出するものとする。

3 実施を許可する場合は、「江戸東京たてもの園ユニークベニュー事業実施承認書」【様式2】を園から実施者に発行する。

(不承認)

第10 次の事項のいずれかに該当するときは承認しない。

(1) 東京都暴力団排除条例(平成23年3月18日東京都条例第54号)に定める暴力団関係者による申込又は利用が認められたとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 公序良俗に反すると認められるとき。

(4) 施設、設備、樹木及び展示品等を損傷する恐れがあると認められるとき。

(5) 「東京都江戸東京博物館条例」第一条の設置目的に反すると認められるとき。

(6) 実施する事業が特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等、政治・宗教活動をするものと認められるとき。

(7) 実施する事業が専ら物品販売や興行などを主目的としたものであるとき。

(8) 園又は関連施設の管理・運営上支障があると認められるとき、又はたてもの園利用者に不都合が生じる恐れがあると認められるとき。

(9) ユニークベニュー事業の趣旨に沿わないと認められるとき。

(10) その他、施設管理・運営者としての責任を全うするために園が不相当と認めるとき。

(承認の条件)

第11 承認に当たっては、善良なる管理者の注意義務を持って行うことに加え、以下の条件を付すものとする。

- (1) 園職員の指示に従うこと。
- (2) 展覧会の鑑賞を含む場合は、写真撮影可否等の一般ルールに従うこと。
- (3) 施設内に造作及び什器の設置等をする場合は、事前に図面等を提出し、あらかじめ園の許可を得ておくこと。
- (4) 危険又は不潔な物品、動物等を持ち込まないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 車両の駐車はあらかじめ指定した場所とする。
- (7) 喫煙及び飲食は、所定の場所以外は禁止とする。
- (8) 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 施設、設備、樹木及び展示品等を破損したときは損害を賠償すること。
- (10) ゴミ等は持ち帰ること。
- (11) 建物の破損等を防ぐため、園職員の立会いのもと、事前に養生するとともに事業終了後は原状復旧を行うこと。
- (12) 実施の時間及び人数等により、安全を確保する要員を配置すること。
- (13) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、園の管理者の指示に従うこと。
- (14) 以下の防災管理上の注意事項の遵守。
  - ア 消火栓及び消火器等の前に機材を置かないこと。
  - イ 天井等に設置してある、熱感知器・スプリンクラー等の下に、高熱を発する照明機材等を置かないこと。
  - ウ 防火戸や防火扉を常時開放としないこと。また、消防設備の作動障害となる物品設置を行わないこと。
  - エ 常に、避難路を確保することとし、通路等を機材でふさがないこと。
  - オ 万が一、火災や事故などが発生した場合は、直ちに防災センター（集中監視室）に連絡をとり、防災活動や救護活動に協力すること。
  - カ 実施者の責めによる火災や事故等により、施設や備品の破損又は人的な損傷等被害が発生した場合は、全て賠償責任を負うこと。

(実施の中止)

第12 館長は、実施者が第11に定めた事項を遵守しない場合又は実施内容が申請と異なる場合には、中止を命じ、以後もその者に対して実施を禁じることができる。

(その他)

第13 この要綱に定めのない事項は別途定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

江戸東京たてももの園ユニークベニュー事業料金表

区分	単位	料金（税別）
デ・ラランデ邸 エントランス広場 山の手通り	1日	1,500,000円